



鳥取県公報

平成 25 年 7 月 26 日 (金)
第 8 5 1 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除 (570) (森林づくり推進課) 2
	保安林の指定の解除予定 (571) (〃) 2
◇ 調達公告	落札者の決定 (物品契約課) 2
	総合評価一般競争入札の実施 (総合療育センター) 3

告 示

鳥取県告示第570号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町山口字良源寺1945の30
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第571号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町豊房字草谷2052の226（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する）

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達物品の名称及び数量 大型高速スノーパー除雪車 1台
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成25年5月17日

- 4 落札者の名称及び所在地 八光自動車有限会社
鳥取市吉成南町一丁目24-7
- 5 落札金額 37,222,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成25年4月5日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年7月26日

鳥取県立総合療育センター院長 鱸 俊 朗

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立総合療育センター電子カルテシステム導入業務 一式

(2) 本件業務の内容

本件業務は、鳥取県立総合療育センターにおける業務の効率化及び円滑化を図るため、診療に係る各種情報の記録・保存及び閲覧に関するシステム（以下「システム」という。）を構築するとともに、必要な機器及び設備を整備するもので、その内容は次のとおりである。

ア システムの基本設計及び詳細設計並びにプログラムの開発

イ システムの稼働に必要なソフトウェア及びハードウェアの納入及び設置

ウ システムの稼働に必要な院内LAN等の通信設備の設計及び施工

エ システム稼働までのマネジメント及び全体のプロジェクト管理

オ システムの運用に必要な職員研修の企画及び実施並びに運用マニュアルの作成

カ 既存データの移行（必要なものに限る。）

(3) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(4) 履行場所

米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター

(5) 履行期間

契約締結日から平成26年3月24日まで

(6) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める提案書等及びシステムの保守運営に要する費用（平成26年4月1日からの5年分）の見積書（以下「提案書等」という。）を提出しなければならない。

また、提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成25年7月26日（金）から同年9月4日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成25年7月26日（金）から同年9月4日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業務区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営であること。

なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年8月5日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからウまでの全てに該当すること。

イ 次の業務区分の競争入札参加資格を有する者を構成員のうちを含むこと。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有する構成員のいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年8月5日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後のかし担保責任

(サ) その他必要な事項

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立総合療育センター 事務部

4 入札手続等

(1) 調達案件の仕様及び入札に関する問合せ先

〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3

鳥取県立総合療育センター 事務部

電話 0859-38-2155

電子メールアドレス sogoryoikucenter@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付

平成25年7月26日（金）から同年8月5日（月）までの間に鳥取県立総合療育センターのインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、90円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（定形郵便物サイズ）を同封し、交付期間中に（1）の場所に請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成25年7月26日（金）から同年8月5日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年9月4日（水）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。

イ 場所

鳥取県立総合療育センター第1会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書を4の（1）の場所に平成25年8月9日（金）午後5時までに提出し、2の入札参加資格を有する旨の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の入札書を提出した者であって、次に掲げるところにより算定された評価点及び価格点の合計が最も高いものを落札者とする。ただし、評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(1) 評価点の算定方法

ア 提案書の内容について、入札説明書に示す評価基準に基づき採点し、その合計点を評価点とする。

イ 入札参加者に対しては、提案書の説明を行う機会が与えられる。

(2) 価格点の算定方法

予定価格に対する入札価格の比率により算定した点数及び5年間のシステムの保守運営に要する費用について、入札参加者が見積もった最も高い金額に対する見積額の比率により算定した点数の合計点とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは契約を解除することができる旨及びそれに該当することを理由に契約を解除するときは、現契約金額の10分の1に相当する違約金を本県に支払う旨を契約書に記載するものとする。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤の者を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の

利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Set of Integrated Hospital Information System for the developoment of public works managemant

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 p.m. 9 August, 2013

(3) Time-limit for the submission of tenders : 2 : 00 p.m. 4 September, 2013

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 12 : 00 a.m. 4 September, 2013

(4) Please contact : General Affairs Division, Tottori Prefectural Rehabilitation Center for Children with Disability 13-3 7-chome Kamihukubara, Yonago-shi, Tottori 683-0004 Japan

TEL 0859-38-2155